

専門図書館九州地区協議会会則

第1条（名称）

本会は、専門図書館九州地区協議会と称する。

第2条（会員）

本会は、九州地区における官庁、地方議会、会社、団体等の図書館（室）・資料室の機関会員および当会の目的に賛同する個人会員で組織する。

第3条（目的）

本会は、専門図書館協議会の目的および事業の達成に協力し、九州地区会員相互間の連絡と図書資料活動の有機的連携を図り、その向上発展に資することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.会員の資料収集、照会、相互利用に関する協力、斡旋
- 2.図書資料情報の交換および連絡
- 3.調査参考資料目録の作成
- 4.図書資料業務に関する研究会、講演会、見学会の開催
- 5.その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第5条（役員）

本会に会長と会員の互選による理事及び監事若干名を置く。

会長は、理事会の推薦による。

理事の中1人を常任理事とし、理事の互選による。

役員の内任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

会長は、本会を代表して会務を総覧する。

常任理事は、会長を補佐して会務を処理する。

理事は、本会の全般的運営にあたる。

監事は、本会会計を監査する。

第6条（機関）

本会の機関は、総会および理事会とする。

第6条の1（総会）

総会は、規約の変更、役員を選出、その他の重要事項を審議決定する。

総会は、全会員をもって構成し、出席会員で成立する。議決を要する場合は、

出席会員の過半数で決定する。ただし、委任状をもって議決に参加することができる。

第6条の2（理事会）

理事会は、理事の過半数をもって成立する。議決を要する場合は、出席理事の過半数で決定する。ただし、委任状をもって議決に参加することができる。

理事会は、常任理事がこれを招集し、その議長となる。

第7条（事務所）

本会に関する事務は、財団法人九州経済調査協会に委託する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費およびその他の収入でまかなうものとする。

- 1.機関会員は、会費1口年額60,000円を負担するものとする。
- 2.個人会員は、会費1口年額15,000円を負担するものとする。
- 3.特別の経費を要する場合は、会員はその実費を負担するものとする。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

付則

その会則は、昭和59年4月1日より実施する。

（昭和60年4月一部改訂、平成2年4月一部改訂、平成8年4月一部改訂）